

学 則

①法人・団体の名称	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
②研修事業の名称	大阪府専門コース別研修(意思決定支援コース)
③開講目的	【専門コース別研修】 地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人またはサービス管理責任者等に従事する人の資質の向上を図ることを目的とします。
④実施場所	大阪府内で確保した会場(講義部分Web配信)
⑤研修期間	講義1日(3時間程度)、演習1日(3時間程度)
⑥研修カリキュラム	別紙のとおり
⑦講師氏名及び担当科目	別紙のとおり
⑧研修修了の認定方法	全科目受講することを修了の条件とし修了証書を交付します。 10分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分習得されていないと認められる場合、若しくは受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。また、虚偽の内容により申し込みをした場合は、修了証書発行後であっても、修了の取り消し等の措置をとります。 ただし、やむを得ない事由による遅刻、早退等があった方については、大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱に基づき、補講を行うか大阪府と協議します。
⑨開講時期	【専門コース別研修(意思決定支援コース)】 令和9年1月13日～1月25日
⑩受講資格	【専門コース別研修】 ①指定相談支援事業所等において過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある者又は現に相談支援業務に従事している者。 ②指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設においてサービス管理責任者として従事している者又は従事しようとする者であってサービス管理責任者基礎研修の受講要件の実務経験を有する者。 ③指定障がい児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者であって児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件の実務経験を有する者。
⑪受講手続	別紙「募集要項」に記載の申込方法にて期日までにお申込みください。
⑫受講料及び支払い方法	【専門コース別研修(意思決定支援コース)】 10,000円(非課税) ・期日まで、指定した口座へ振込みにてお支払い下さい。 ・領収書の発行はしません。銀行・郵便局からのお振込控えをもって、領収書にかえさせていただきます。
⑬解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料については、いかなる理由があっても返金しません。
⑭受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、修了者は修了者名簿に登録し、大阪府に提出します。
⑮補講の取扱い	やむを得ない事由による遅刻、早退等があった方については、大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱に基づき、補講を行うか大阪府と協議します。
⑯科目免除の取扱い	科目免除は行いません。全科目受講を原則とします。
⑰受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。 受講生の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱研修及び苦情相談に関する連絡先	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺社会福祉研修センター(法人本部 内) 〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11-18 TEL 06-6771-7971 FAX 06-6771-8961
⑲その他	・本研修は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団が、大阪府からの指定を受け、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。 ・当法人が発行した当該研修の修了証書が亡失またはき損により使用に耐えなくなった場合は、「大阪府相談支援従事者研修修了証書交付証明願」のご提出及び事務手数料3,000円のお振込みをもって「大阪府相談支援従事者研修修了証書交付証明書」を交付します。